平成29年分 所得税の改正のあらまし(平成29年4月)の正誤表

〇 訂正箇所(下線を付した箇所が訂正箇所です。)

正	誤
1ページ 目次 IV 平成 28 年度の改正事項のうち、平成 29 年分の所得税 <u>等</u> から適用される主なもの	1ページ 目次 IV 平成 28 年度の改正事項のうち、平成 29 年分の所得税 から適用される主なもの
15 ページ IV IV 平成 28 年度の改正事項のうち、平成 29 年分の所得税 <u>等</u> から適用される主なもの	15 ページ Ⅳ Ⅳ 平成 28 年度の改正事項のうち、平成 29 年分の所得税 から適用される主なもの
16 ページ 2(1)の下 《適用関係》 この改正は、平成 29 年 1 月 1 日以後に法 定納期限が到来する国税について適用され ます(所得税法等の一部を改正する法律(平 成 28 年法律第 15 号) 附則 54②)。	16 ページ 2(1)の下 <u>(追 加)</u>
16 ページ 2(2)の下 <u>《適用関係》 この改正は、平成29年1月1日以後に法</u> <u>定申告期限等が到来する国税について適用</u> <u>されます(所得税法等の一部を改正する法律</u> <u>(平成28年法律第15号) 附則54③)。</u>	16 ページ 2(2)の下 <u>(追 加)</u>